

魚沼市 中小企業等エネルギーコスト対策設備更新事業補助金 Q&A

改定等年月日	変更箇所	変更の概要
令和 8 年 4 月 1 日	新規作成	
令和 8 年 4 月 9 日	Q23 の追加	・ 設備別「1 割ルール」判断基準表の追加 ・ Q23 以降の番号繰り下げ
令和 8 年 4 月 17 日	Q23 に説明を追加	・ 既存設備の能力確認（単位換算）の説明を追加

※この Q&A に記載している制度運用は、追加・変更される場合があります。最新情報は随時、市の HP でご確認ください。

Q1. この補助金は何を支援する制度ですか

A. 市内事業者が、既存設備を省エネ設備へ更新(入替え)し、エネルギーコスト削減につながる取組を支援する制度です。

Q2. 補助率・上限額はいくらですか

A. 補助率は 2/3 以内です。補助上限額は原則 300 万円です。

ただし、令和 4 年度において、魚沼市省エネルギー設備等更新支援事業補助金の交付を受けた者又は交付を受けた者から事業を引き継いだ者については、前項の規定にかかわらず、450 万円から当該交付を受けた額を差し引いた額又は 300 万円のいずれか低い額を上限とします。

Q3. いくら以上の事業が対象ですか

A. 補助対象経費の総額が 30 万円以上である必要があります。

Q4. 申請期間はいつですか

A. 一次募集は、案内上令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までです。

※一次募集終了時点で予算上限額（1 億 3 千 240 万円）に達しないときは、改めて二次募集を行う場合があります。

なお、6 月 30 日前であっても、申請状況により、募集を終了する場合があります。

Q5. 申請してから交付決定まで、どのくらいかかりますか

A. 目安として、申請から交付決定までは概ね 1 週間程度を想定しています。

※申請の混雑状況や書類補正の有無により前後します。

Q6. 誰が申請できますか(3 区分)

A. 共通して、所定期限までに市内で事業を開始し、今後も継続する意思があること、ならびに効果報告や現地確認等の市の調査に協力できることが必要です。

※そのほか、募集案内・様式に示される要件を満たす必要があります。

6-1. 中小企業者である「個人事業者」

- ・市内に住所および主たる事業所があること
- ・申請時点で直近の確定申告が白色申告ではないこと(白色申告は対象外)
- ・そのほか共通要件を満たすこと

6-2. 中小企業者である「法人」(会社等)

- ・登記上の本店所在地が魚沼市内にあること

※市の審査では、この基準で判断します。

例: 登記上の本店が市外で、市内に支店・営業所のみがある場合は対象外となります。

- ・そのほか共通要件を満たすこと

6-3. その他の法人(中小企業者以外の法人等)

(医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人/一般財団法人、NPO 法人、協同組合 等)

- ・主たる事務所の所在地が魚沼市内にあること
- ・そのほか共通要件を満たすこと

Q7. 対象外になりやすい例はありますか

A. 次のようなケースは、申請しても対象外となる可能性が高いため、事前にご確認ください。

7-1. 申請者要件に関するもの

- ・(中小企業者法人=会社等) 登記上の本店が市外で、市内に支店・営業所のみ
- ・(会社以外の法人) 登記上の主たる事務所が市外
- ・(個人事業者) 直近の確定申告が白色申告
- ・市の調査(効果報告、現地確認等)に協力できない など

7-2. 事業内容に関するもの

- ・既存設備の更新ではなく、未設置箇所への新設や、既設を残した増設(付け足し)が中心
- ・住宅(アパート・社員寮等)の一般的な居住スペースの更新

7-3. 発注先に関するもの

- ・発注先が市内拠点要件を満たさない(詳細は Q13)

7-4. 手続・期限に関するもの

- ・交付決定前に契約/発注/購入/工事着手をしている
- ・実績報告期限までに完了できない(詳細は Q18)

Q8. 対象となる場所(設備の設置場所)はどこですか

A. 魚沼市内の事業所等に設置されている既存設備の更新が対象です。

8-1. 住宅(居住用)に関する取扱い

主として居住の用に供する居室等における設備の更新を目的とした事業でないことが必要です。ただし、法令に基づき設置・運営される入所系福祉施設等において、事業運営に供する設備の更新として行うものは、本制度における補助対象としています。

8-2. 同一事業者の複数の事業所における設備更新も補助対象とできます

補助上限額の範囲内において、同一事業者の複数の事業所における設備更新も補助対象とできます。ただし、申請は事業者単位で行うものとします。

8-3. 複数の設備を一括して申請できます

複数の設備を一括して申請することができます。

例えば、照明(LED)の更新と空調(エアコン)の更新を、同一の申請としてまとめて申請できます。

Q9. 「更新(入替え)」とは何ですか。新設・増設は対象ですか

A. 対象は、既存設備を撤去して省エネ設備へ更新(入替え)する事業です。

※未設置箇所への新設や、既存設備を残したままの付け足し(増設)は、原則として対象外となります(判断は事業内容によります)。

Q10. 対象設備は何ですか

A. 本補助金では、対象機器・設備を大きく次の2つの区分のいずれかで確認します。

【 区分 1: トップランナー基準等(省エネ基準)で確認する機器 】

令和8年度に適用されるトップランナー基準(「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)」に基づく省エネルギー基準をいいます。)の達成率が100%以上である機器のうち、次に掲げる機器。

- (1) エアコンディショナー
- (2) 照明器具
- (3) 電気冷蔵庫
- (4) 電気冷凍庫
- (5) ガス温水機器
- (6) 石油温水機器
- (7) 変圧器
- (8) 電気温水機器
- (9) ショーケース

【 区分 2: 型番公表リスト(指定設備一覧)で確認するユーティリティ設備 】

経済産業省が行う「省エネルギー投資促進支援事業(3)設備単位型」において、経済産業省が指定する団体が当該団体のホームページ等で型番を公表しているユーティリティ設備のうち、次に掲げる設備。

- (1) 高効率空調
- (2) 産業ヒートポンプ
- (3) 業務用給湯器
- (4) 高性能ボイラ
- (5) 高効率コージェネレーション
- (6) 変圧器
- (7) 冷凍冷蔵設備
- (8) 産業用モータ
- (9) 制御機能付き LED 照明器具

重要

・区分1または区分2の、いずれか一方を満たせば足ります。同時に両方の区分の要件を満たす

必要はありません。

【区分1】トップランナー基準等の区分で申請する場合

Q11. 省エネ性能(トップランナー等)は何で確認しますか。年度で基準が変わる点の注意はありますか

A. トップランナー基準等の対象機器は、原則として省エネ基準を達成しているかどうかで判断します。提出資料は、メーカー仕様書・カタログ等の客観資料で、基準達成が確認できるものをご用意ください。

なお、更新後の規格または容量が、更新前に比べて1割を超えて増加しないことなどの要件もありますのでご注意ください(Q22)。

※省エネラベルの有無は要件としていません。

11-1. 年度によって基準(目標年度)が見直される点に注意してください

トップランナー制度の基準は、対象機器ごとに目標年度が設定され、見直しにより基準が変わる場合があります。購入機器がどの目標年度の基準に紐づくか(最新の表示・仕様)をご確認ください。

11-2. 変圧器: 令和8年度(2026年度)から基準が厳しくなっている点に注意してください

変圧器は、令和8年度(2026年度)を目標年度とする基準への移行により、従来より省エネ性能が求められます。変圧器を更新対象に含める場合は、対象機種が該当基準に対応しているかを仕様書等で確認してください。

11-3. エアコン: 今後、基準が厳しくなる場合がありますが、本補助金では令和8年度時点の基準で判断します

エアコンは基準見直しにより、今後、目標年度等が変わる場合があります。

ただし、本補助金の審査では、令和8年度(2026年度)時点で適用されているトップランナー基準等により、基準達成の有無を確認します。しがたって、2027年度の新基準を満たす必要はありません。

11-4. 提出資料の例(分かりやすいもの)

メーカー仕様書/カタログ(達成率、APF、区分、目標年度等が分かるページ)

型番が分かる資料(見積書の内訳、型式一覧)

(可能であれば) 省エネラベルやメーカーの性能証明資料

【区分2】「指定設備一覧(型番公表リスト)」を参照して申請する場合

Q12. 「指定設備一覧」に登録されている設備なら対象ですか

A. 令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金(設備単位型)における【『指定設備』補助対象設備一覧】に登録されているユーティリティ設備が対象となります。

なお、更新後の規格または容量が、更新前に比べて1割を超えて増加しないことなどの要件もありますのでご注意ください(Q22)。

重要

今回、市で実施する補助事業においては、『指定設備』のうちユーティリティ設備を対象としております。生産設備は対象外となりますので、ご注意ください。

申請時は、一覧で型番が確認できるページの写し(画面印刷等)に加え、メーカー仕様書/カタログ等の客観資料を添付してください。

Q13. 発注先(購入先・工事業者)の要件はありますか

A. 補助対象となる調達は、市内に本社/事業所/営業所/店舗等がある事業者からの調達が要件です。

13-1. 対象にならない例

- ・市内に拠点のない市外事業者への発注
- ・インターネット購入等で、契約・請求・領収の相手先が市内拠点要件を満たさない場合

Q14. 補助対象経費と、対象外経費は何ですか

A. 補助対象となるのは、原則として対象事業(設備更新)の実施に直接必要な経費です。見積書・請求書は、補助対象部分と対象外部分ができるように内訳を明確にしてください。

14-1. 補助対象となる経費(主なもの)

- ・設備費、機械装置費
- ・対象事業の実施に直接必要な工事費
- ・対象事業の実施に直接必要な運搬費
- ・既存設備の更新に直接必要な撤去費

14-2. 補助対象外となる経費(代表例)

- ・内訳のない諸経費
- ・保証料および保険料
- ・リサイクル料
- ・カスタマーサービス料およびメンテナンス料
- ・ソフトウェア登録料および使用料

- ・その他間接的な経費
- ・消費税および地方消費税
- ・他の補助事業の補助対象となっている経費(同一経費の重複不可)

14-3. 撤去に伴う「法定処分費用」の扱い

家電リサイクル料は補助対象外です。

PCB 処分費用やフロン破壊処理費などの法定処分に係る費用等は、撤去に関連して発生する場合でも、補助対象外となります。

14-4. よくある注意点

見積に「諸経費一式」のみがある場合、内訳が確認できない部分は対象外となります。

→ 運搬費、撤去費、工事費等は、できるだけ項目を分けて記載してください。

補助額算定は、消費税・地方消費税を除いた金額で整理してください。

Q15. 交付決定前に契約・購入・工事をしてよいですか

A. できません。交付決定前に契約、発注、購入、工事着手した場合は、補助対象外となります。

Q16. 交付決定後に内容を変更したい場合はどうすればよいですか

A. 交付決定後の変更は、事前に市へ相談のうえ、所定の変更手続が必要です。

※具体的には、以下のいずれかに該当する場合に手続が必要です。

- ・交付決定金額よりも増額になる場合
- ・補助対象経費の総額の減額幅が30%を超える場合
- ・補助事業を廃止する場合

Q17. 実績報告の期限はいつですか

A. 事業完了後、30日以内または令和9年2月15日(月)までのいずれか早い日までに、実績報告が必要です。

Q18. 実績報告期限までに更新が完了しない場合はどうなりますか

A. 実績報告期限までに更新が完了しない場合は、補助金の交付を受けることができません。

※事業完了と実績報告が交付の前提となります。

Q19. 実績報告では何を提出しますか

A. 実績報告書のほか、支払い・納品・設置状況等が確認できる資料(領収書、写真等)の提出が求められます。

Q20. 補助金はいつ支払われますか

A. 実績報告書の受理から、概ね2週間程度を想定しています。

※事業完了→実績報告→内容確認(必要に応じ現地確認)→補助額確定→交付(振込)の流れです。

Q21. 照明更新の「1割までの増加」はどう判断しますか(台数増を含む)

A. 照明は「明るさ」ではなく、器具の定格消費電力(W)で判断します。更新する部屋(または同一の更新範囲)ごとに、更新前後の照明の合計 W を比較し、更新後が更新前の 1.1 倍以内(10%以内)であることを確認します。

21-1. 台数が増える場合

台数が増える場合でも、次の条件を満たすときは「更新(入替え)」として整理します。

- ・ 既設を撤去して入れ替える(既設を残して付け足さない)
- ・ 同じ部屋・同じ用途の範囲内の入替え
- ・ 合計 W が基準内

※一方、未設置箇所への新設や、既設を残したままの増設は「追加」と整理され対象外となる場合があります。

21-2. 計算例

更新前: 40W × 10 台 = 400W

更新後: 18W × 22 台 = 396W

→ 台数は増えても合計 W が増加していないため、上記の考え方に合致します。

Q22. エアコン更新の「1割までの増加」はどう判断しますか(能力・システム更新)

A. エアコンも、更新後の規格または容量が、更新前に比べて原則として 1 割を超えて増加しないこと、かつ用途が同一であることが要件です。

22-1. 何の数値で「容量(規格)」を比較しますか

1 割ルールの「容量(規格)」は、原則としてメーカー仕様(カタログ/仕様書等)に記載された定格冷房能力(kW)で、更新前後を同じ指標で比較します。

※「P50」「P56」等の呼称(能力コード)だけで同等判断すると、実際の kW が異なり(例: 5.0 → 5.6kW)、10%超となる場合があるため、必ず kW(定格)で確認してください。

なお、同等の現行機種がなく、やむを得ず能力(kW)が更新前に比べて 1 割を超える場合は、例外として 22-5 もご確認ください。

22-2. どの範囲で合計しますか(複数台の入替え・システム更新)

1 割ルールの比較は、更新対象として整理する「同一用途・同一範囲」で、更新前後を同じ範囲同士で比較します。更新によって空調対象が広がる(=実質の増設)整理にならないようにしてください。

【個別空調(室外機+室内機が複数台)の場合】

同じ部屋/同じ区画/同じ用途として一体に運用している範囲ごとに、更新前後の定格冷房能力(kW)を合計して比較します。

【システム空調(マルチ、VRF等)の場合】

原則として更新対象となる同一系統ごとに整理し、室外機(主機)の定格冷房能力(kW)で更新前後比較します。

対象外となりやすい例:

更新に合わせて別室まで効かせる、既設を残して追加する、比較する範囲が更新前後で変わる、など。

22-3. 計算例(OK/NG)

比較は、原則としてメーカー仕様(カタログ等)に記載された定格冷房能力(kW)で行い、更新後が更新前の1.1倍以内(10%以内)かどうかで判断します。

【OK例(10%以内)】

更新前: 10.0kW → 更新後: 11.0kW
→ $11.0/10.0=1.10$ 倍(10%以内)

【NG例(10%超: 旧機の区分から現行区分へ寄せた場合に起きやすい例)】

更新前: 5.0kW → 更新後: 5.6kW
→ $5.6/5.0=1.12$ 倍(10%超)

更新前: 10.0kW → 更新後: 11.2kW
→ $11.2/10.0=1.12$ 倍(10%超)

更新前: 20.0kW → 更新後: 22.4kW
→ $22.4/20.0=1.12$ 倍(10%超)

【複数台入替えのNG例(合計で判断する整理)】

更新前: $5.0\text{kW} \times 2 \text{台} = 10.0\text{kW}$
更新後: $5.6\text{kW} \times 2 \text{台} = 11.2\text{kW}$
→ $11.2/10.0=1.12$ 倍(10%超)

22-4. 1割ルールは「同一用途内」での判断であり、設備間で合算・相殺できません

1割ルールは、あくまでも同一用途・同一範囲における、同種設備の更新について適用・判断するものです。

そのため、照明とエアコンを組み合わせた“合計”で判断することはできません。また、片方の規格減(消費電力減)を、もう片方の規格増(能力増)で相殺するといった整理もできません。

例えば、照明は合計消費電力(W)が減っていても、エアコンの定格冷房能力(kW)が更新前より1割超増であれば、エアコンは要件を満たしません。

22-5. 旧規格機器から現規格機器への更新で、能力(kW)が1割を超える場合の取扱い

原則は Q22 のとおり、能力(kW)が更新前に比べて1割以内であるかにより判断します。

ただし、旧規格機器の更新において、同等の現行機種がなく1割を超える能力アップが避けられない場合は、同一用途・同一範囲の更新であることを前提に、次のいずれかを満たすときは、
「更新前後で設備の規格又は容量が1割を超えて増加しない」という要件に該当するものとし、補助対象とします。

(A) 定格消費電力(冷房・暖房)の増加が、いずれも+10%以内であること。

(B) APF(通年エネルギー消費効率)が、更新前に比べて1.1倍以上であること。

なお、(B)は、更新前後のAPFが仕様書等により確認できる場合に限り適用します。

例えば、既存機器の定格冷房能力が5.0kWで、5.6kWの機器に更新する場合、能力の増加は1割を超えますが、定格消費電力(冷房・暖房)の増加がいずれも1割以内であれば、補助対象とします。

22-6. 冷房専用エアコンを冷暖兼用エアコンに更新する場合の取扱い

原則は Q22 のとおり、能力(kW)が更新前に比べて1割以内であるかにより判断します。

冷房専用エアコンから冷暖兼用エアコンへの更新であっても、次の要件をいずれも満たす場合は、補助対象とします。

- ・同等の冷房専用エアコン(現行機種)がなく、冷暖兼用エアコンへの更新がやむを得ないこと。
- ・同一用途・同一範囲の更新であること(増設や対象範囲の拡大に当たらない更新)。
- ・更新後機器の定格冷房能力(kW)が、更新前に比べて1割以内であること。

なお、冷房専用エアコンは暖房側の仕様が存在しないため、能力(kW)の比較は定格冷房能力(kW)により行います。

また、同等の現行機種がなく、やむを得ず定格冷房能力(kW)が1割を超える場合は、22-5の取扱いにより判断します。この場合、22-5(A)の定格消費電力の比較は、更新前機器が冷房専用で暖房側の定格消費電力が確認できないときは、冷房の定格消費電力について確認します。(22-5(B)は、更新前後のAPFが仕様書等で確認できる場合に限り適用します。)

22-7. よくある注意点

「適正容量化」のつもりでも、結果として能力が10%超になると要件を満たしません。

更新に合わせて別室も冷やす/暖める等、実質的に対象範囲が広がると「用途同一」の整理が難しくなる場合があります。

旧機の能力が資料で確認できない場合は、可能な範囲で既設銘板写真、更新前型番のカタログ、過去の納品書等、能力が分かる資料をご用意ください。

Q23. 対象設備ごとの「1割ルール」の基準数値を教えてください。

A. 本補助金では、更新前後で能力・容量が1割を超えて増加しないことを要件としていますが、設備ごとの判断基準は以下のとおりです。更新後の数値が更新前の1.1倍以内であることを確認してください。

【設備別 1割ルール判断基準一覧】

対象設備	比較基準とする項目	留意事項（判断時の補足）
エアコン	定格冷房能力 (kW)	Q22-5・Q22-6の例外規定あり
冷蔵庫・冷凍庫	定格内容積 (L)	
給湯器	定格加熱能力(kW)・号数	
変圧器	定格容量 (kVA)	
照明器具	定格消費電力 (W)	消費電力増は原則対象外
産業用モータ	定格出力 (kW)	
その他（冷凍機等）	定格出力 または 定格能力	仕様書上の指標を採用すること

【共通する判断ルール】

・既存設備の能力確認（単位換算）

仕様書や銘板に「kW」表記がない旧型設備（kcal/h表記）を更新する場合、以下の基準でkWに換算して判定します。kW表記のある機器をあえて換算することはできません。

換算式: 能力(kW) = 仕様書・銘板等の kcal/h 値 ÷ 860

この換算を行う場合は、数値の根拠となる仕様書や銘板写真等を申請時に添付してください。

・集約更新時の比較

複数の既存設備を1台に集約して更新する場合は、既存設備すべての能力（または容量）の合計値と、導入予定設備の数値を比較してください。

・1割超の取扱い

表の基準値が1割を超える場合であっても、Q22-5等に定める要件（消費電力や効率の改善等）を満たす場合は、補助対象となる可能性があります。詳細は各設問をご確認ください。

Q24. 申請に必要な書類は何ですか(代表例)

A. 主に次の書類が必要です(詳細は申請様式に従ってください)。

- 交付申請書
- 事業計画書
- 見積書(内訳が分かるもの)
- 機器の仕様が分かる資料(カタログ等)
- 設置場所が分かる資料(平面図等)
- 更新対象となる既存設備の現況写真(設備全体の写真、型式等が分かる銘板等の写真)

Q25. 補助事業完了後、省エネ効果の調査はありますか

A. 市では、補助事業完了後に、一定期間分の省エネ効果(エネルギー使用量やコスト削減の状況等)について調査を行う予定です。調査内容の詳細(対象期間、提出資料、回答方法等)は、今後お知らせします。

※効果報告や現地確認等の市の調査にご協力をお願いします。